

## 令和元年第8回筑紫野市教育委員会定例会

### ○日 時

令和元年 6月27日(木) 午後2時01分から午後3時00分

### ○場 所

筑紫野市役所 301会議室

### ○出席委員(5名)

教育長	上野 二三夫	教育委員	近本 明
教育委員	潮見 眞千子	教育委員	田代 邦夫
教育委員	西村 幸子		

### ○欠席委員(0名)

### ○出席説明員(10名)

教育部長	長澤 龍彦	教育政策課長	森 敬
学校教育課長	吉開 和子	学校給食課長	倉掛 伸夫
生涯学習課長	檜木 理恵	文化財課長	宮原 博揮
文化・スポーツ振興課長	大久保 泰輔	主任指導主事	磯部 年晃
指導主事	糸永 啓士	社会教育主事	砥綿 麻衣

### ○出席事務局職員(1名)

教育政策課 庶務担当係長	葉山 順子
-----------------	-------

### ○議事日程

1. 教育委員会会議録の承認について  
令和元年第7回筑紫野市教育委員会会議録(令和元年5月30日開催)
2. 教育長の報告について
3. 議案第17号 筑紫野市立図書館協議会委員の委嘱について
4. 議案第18号 筑紫野市立小中学校敷地内禁煙について
5. 部課長の報告について
6. その他

## 会議録

○教育長：皆さん、こんにちは。ただいまから令和元年第8回筑紫野市教育委員会定例会を開会いたします。では、議事日程の順序に従い、会議を進めます。なお、発言は議長の許可を得た後をお願いをいたします。

### 日程第1、教育委員会会議録の承認の件

○教育長：令和元年5月30日開催の令和元年第7回筑紫野市教育委員会会議録について承認することに御異議はありませんか。

○（特になし）

○教育長：ありがとうございました。御異議なしと認めます。よって、本件については承認をされました。

### 日程第2、教育長の報告の件

- ・校長会の件（プールの水の管理の徹底、節水、節電の取り組み、風水害等による災害緊急避難等、有事の際の学校対応の事前の周知・確認、児童及び教職員の交通事故、夏季休業期間における児童・生徒の指導、学期末等の成績処理、評価における一連の事務作業、夏季休業期間中における勤務時間の割り振りについて）
- ・管内5市学校教育課長会議の件（登下校時における児童生徒等の安全確保及び警察との連携による不審者情報等の共有等について、綱紀の厳正な保持について、筑紫地区適応指導教室合同進路説明会について）

○西村教育委員：生徒の安全確保、警察の連携とありますが、各小学校区に交番がないところがあると思います。朝倉街道駅の近くにあった交番が、天拝のほうに移動し二日市東小学校エリアには交番がなくなったのではないかと思います。このように、子どもたちが思う近くのお巡りさんという感覚の交番が配備されていないところがあると思います。設置するのは市ではなく国なので違う管轄になるとは思いますが、ですから、子どもと警察官との顔見知り感、近くのお巡りさんのところに走っていける感覚がないところが多いかと思えます。天拝小学校もないと思えます。

○潮見教育委員：交番があっても常駐はされていないです。

○田代教育委員：無人です。

○西村教育委員：連携をとるに当たって、そういうところも市のほうから要請ができるようなら、小学生、中学生と警察というか、地域の警察官さんとして顔がわかる場所があればいいと思います。

○近本教育委員：それに全くかわるものではありませんが、子ども110番の家があります。あれ

はもう20年ぐらいになると思います。何かあったら駆け込んでいようにつくりました。交番のかわりにはできないけど、別途そういうのを筑紫野市はつくっているということを経理さんたちにもう一回確認して、交番の問題は交番の問題としてお願いをするということをしていったほうがいいと思います。初めから交番を頼むのではなく、こちらはこうしています、ですから交番もこうしてくれませんかとお願ひしたらいいと思います。

○西村教育委員：できるだけ連携をとりやすいように、何か要請ができるようでしたら、したほうがいいのかと思います。朝倉街道駅近くにあった交番がなくなったことによって、残念だと言われる方も多いです。駅近くなので、そういうところで守っていただいたところも多いかと思ひます。

○教育長：わかりました。

○潮見教育委員：筑紫地区の適応指導教室の件です。適応指導教室は、近本先生がつくられたと思ひますが、目的をお尋ねします。知り合ひの方がホームページを見ていたら、適応指導教室は「学校に戻すことを目的としている」という文言が入っていたようです。たしか適応指導教室をつくられた時は、学校に戻すということではなく、その先を目指していらっしやったのではないかと思ひました。そこのところはどうでしょう。

○近本教育委員：あれは永渕教育長と一緒に考えました。主体性の確立ということを一いつの目的としました。そのためには、親が送ってくるとか、先生がこうあれとか、ホームの職員がいろいろ声をかけるということは一切せず、自分たちでどう言ってくるかを大事にしました。主体性の確立ですから、したい放題していいと言っていました。登校とか自分で決めればいい、帰るときも自分で決めればいいと言っていました。大体の基本は決めていましたが、だんだんだんだん親の手や学校の手を外して、そしてゆくゆくは学校に復帰するということは目標に入れていました。

○潮見教育委員：やはり学校に復帰するということが大きな目的にはなっているのでしょうか。

○近本教育委員：はい。その前に主体性の確立です。

○潮見教育委員：ホームページの中に主体性の確立が入っているかどうかは私も確認はしていませんが、それを読まれたお母さんから「学校に行きたくないと言っているのに、学校に戻すことを目的にしていると言われたら、適応指導教室にやりにくい、行きなさいってなかなか言えないです」という質問をいただきました。「確認しておきます」とお答えしました。

○教育長：実際はチャレンジ登校というのをしています。適応指導教室が休みの日などに「学校に行ってみたら」という呼びかけをしています。命令ではありません。そう言われて行く子もいるようです。

○潮見教育委員：それがきっかけになってまた登校するようになるのでしょうか。

○教育長：そうです。逆に、適応指導教室の指導員の先生たちが学校に行き待っているときもあります。そうやってチャレンジすることを声かけしています。

そういう意味で、主体性の確立はもちろん、それをしながら事実的に、今日は学校に行こうとか判断して行く場が学校であって、ですから、そういう気持ちが全然なければ全く行きません。適応指導教室もその日は意図的に休むということも子どもの中にはあります。

○潮見教育委員：その親御さんにしたら、家に引きこもるのではなく、その先に生きていく力、人とのコミュニケーションをとったり、そういうことのきっかけづくりをしてもらえると思っていたのに、学校に戻すことを目的としていると言われたら、「少しやりづらくなりました」というお話でした。

○教育長：もし「学校ではないところ」にこだわっていかれるのであればフリースクールとかもあります。そういうところは少しまた設置目的が違ってきます。今現在、適応指導教室で抱えている子どもたちについては、やはり学校に復帰ということを目的にしています。

○近本教育委員：筑紫野市の成人の式典を一番初めに実行委員会形式にしたとき、適応指導教室に通った2人が実行委員会になりました。

ですから、親御さんにとれば心配があるから、いろんなことを考えすぎて言い過ぎる親もいます。「ほったらかしなさい」、そのくらいの気持ちで子どもと話していくほうがいいです。それは今までの過程でたくさんありました。

○教育長：目的はそうですから、あとは柔軟に対応するようにしましょう。

○潮見教育委員：わかりました。

○教育長：ほか、ございませんか。

○（特になし）

○教育長：打ち切ります。

### 日程第3、議案第17号、筑紫野市立図書館協議会委員の委嘱についての件

○文化・スポーツ振興課長：（議案内容の説明）

○教育長：本件について質疑等ありませんでしょうか。

○（特になし）

○教育長：では、この件について質疑を打ち切ります。本件を承認することに御異議はありませんか。

○（特になし）

○教育長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり承認されました。

#### 日程第4、議案第18号、筑紫野市立小中学校敷地内禁煙についての件

○教育政策課長：（議案内容の説明）

○教育長：本件について質疑等ありませんでしょうか。

○田代教育委員：屋外の喫煙場所というのは、青空の状態を指しているのでしょうか。きちんとした建物というか、屋根、壁がある状態の場所ですか。

○教育政策課長：きちんとした囲いがあり屋根がついてということではなくて、喫煙スペースがあるという意味です。ですから、学校によっては、水をためたバケツを置いてあるところもあれば、本当に灰皿もなく、いわゆるポケット灰皿というか、そういったもので個人でそのスペースでたばこを吸っている学校もあります。それについてはまちまちですが、きちんとした囲いがある学校はなかったと思います。

○西村教育委員：自分が喫煙者ではないので、なかなか気持ちが押し量られないところがあると思いますが、喫煙者の方がすぐに禁煙とはなりにくい、習慣のものなのでなりにくいと思いますが、「設置しない」としているところはもう「禁煙してください」と言っているのか、「敷地外に出て吸ってください」と言われているのか、どちらでしょうか。結局、敷地外といたら「学校から出てから吸ってください」と言われていると思いますが、どのような解釈になりますか。

○教育政策課長：「たばこ」というのは個人の嗜好品ですので、そこまで制約するのはかなり難しいのではないかと思います。「7月1日からたばこをやめさない」というのは喫煙者にとっては非常に酷なことと思います。

ただ、たばこを吸うにしても、それなりに配慮した吸い方というのを、特に喫煙所として喫煙スペースは設けないけれども、その辺はやはり法律の趣旨を理解して、特に学校というところは児童生徒がいます。チラシとかでよく見られるのは、マナーではなくて今度はルールだと言われています。その辺は個人できちんとわきまえてやってほしいところです。

ただ、余り目立つような喫煙の仕方をする、逆に今度は市民の方から通報を受ける場合もございしますので、その辺はやはり学校の中でもきちんとルールを定めてほしいと思っています。あちらこちらで吸っていいということではなくて、その辺のルールは決めてほしいと思っています。

○西村教育委員：敷地内がだめと言われたら、結局、学校外に出て吸うことになります。生徒が出入りする校門のところで吸うというのは、逆に子どもたちの目からしてもいいものではないと思います。禁煙となると、ヘビースモーカーの方とかはかなりの苦勞がかかってくると思いますので、個人の車の中、駐車スペースの中だったらオーケーにするとか、何か一つの譲歩案みたいなのができればいいと思います。法律と言われてしまったらまた難しいところがあります。学校外に出ってしまうと職場放棄にもなるし、何か緊急放送が入ったときに聞こえませんでしたという

のもあってはならないことと思いますので、何か対応を検討していただきたいと思います。

○近本教育委員：たばこ吸いよる人、手を挙げてください。一人ですか。そういう人たちの気持ちも大事にしないとイケません。「もう禁煙」とびしゃっと切る切り方もあると思います。しかし、例えば、たばこを吸っている教員は校長が大体知っているでしょう。よかったら、一人ずつ、「このように禁煙にしようと思うけど、どう思うか」と気持ちを一回聞きながら、「でも、子どものことを考えると、敷地内禁煙も悪いことではないから、このようにしようと思うがどうだろうか」と、ワンステップ、先に気持ちを聞いていくことで割合スムーズに行くのではないかと思います。

○西村教育委員：これをきっかけに禁煙しようと思われる先生もおられるかもしれないので、そういうときに、禁煙外来に通いたいとか言われるかもしれません。今、医療としてきちんと禁煙外来というのがあるので、そういうときに、「禁煙を頑張るのだったら」と学校のほうも一押しできるような環境であってほしいと思います。

○田代教育委員：私もたばこは吸いません。たばこを吸う人が周りにいて結構不快な思いをすることも少なくないですが、ここまで追い詰めなくてもいいのではないかと思います。いわゆる税収とかの面でも相当のものがあると思いますし、何か工夫をして吸える状況をつくってやもいと思います。

敷地外でというのはぜひやめていただきたいです。本当にみっともないです。幾つか見かける職場もありますが、本当にみっともないと思います。

○教育長：それを見て、「何だあれはサボっているじゃないか」と通報することになりかねません。

○近本教育委員：それは今までありました。筑紫野市でもありました。「賃金カットしろ」と通報がありました。

○教育長：サボっているっていう感じですか。

○西村教育委員：市はどうなっているのですか。

○教育長：市はきちんと喫煙スペースがあります。皆さんそこで吸っています。

○潮見教育委員：私もこれを読んだときに、どうしたもんだろうかと思いました。この会議にかけるということは、教育委員会でこういう話が出ましたと学校におろしたいという意図でしょうか。

○教育長：ここで討議をして、「よかろう」という一応の方向性を示してもらったということで、森課長から、あした校長会におろしたいということです。

○潮見教育委員：ということですか。でしたら、やはり嗜好の問題だと思いますので、一切禁止というのは少し厳しいと思います。今まで吸ってよかったものが、「吸っていいよ」と言うのも、

「いけない」と言うのも、そういう話ではなく、マナーの問題だと思います。ルールづけしたいのでしよう。

○教育長：冒頭にありますように、子どもたちの健康被害、そのあたりが一番に来ているものですから、そのあたりを十分に大人も考えて、マナーじゃなくてルールにさせてもらったという国の苦肉の策でしょう。

○潮見教育委員：そこです。何か余り理解できなかったです。

○教育長：そのところを十分考えていただいて、多分、あしたも校長会のほうで森課長のほうから提案されて、考えてくれという意見が出るかもしれません。それはそれとして一応受けとめますが、あとは、近本委員が言われたように、該当者を呼んで、校長のほうから意向を聞くというのも一つの手です。

○潮見教育委員：中ではだめだけど外ではオーケーというのも少し無責任というか、何かおかしいと思います。外でもほかの人には行くわけです。

○西村教育委員：法律と言われてしまったらどうしようもないです。

○田代教育委員：オリンピックがあるからです。ここに書いてありますけど、まさにその辺を考えての法律でしょう。

○近本教育委員：オリンピック・パラリンピックの関係もあります。

○教育長：本当たくさん意見出していただいて、大変参考になりました。ありがとうございます。あしたまた、校長会のほうでも意見が出るかもしれませんが、いい方向に持っていったらと思います。よろしくお願いします。

では、この件について質疑を打ち切ります。本件を承認することに御異議はありませんか。

○（特になし）

○教育長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり承認されました。

それでは、本日の議事は終了いたしました。続きまして、各課の課長、部長のほうから報告をお願いしたいと思います。

○教育部長

・ 6月議会について

○教育政策課長

・平成30年度教育委員会点検評価報告書について

・同和問題講演会について

○学校教育課長

- ・教科書展示会について

○学校給食課長

- ・7月分の献立表について

○生涯学習課長

- ・令和元年度の通学合宿について
- ・ブリッジサマーキャンプ2019（旧名、アジア太平洋こども会議・イン福岡招聘事業）について
- ・夏祭り（自治公民館の事業）について

○文化・スポーツ振興課長

- ・第34回筑紫野市民水泳大会について
- ・夏休みの小学校のプール開放について

○文化財課長

- ・博物館ロビー体験について
- ・五郎山古墳館夏休みのイベントについて
- ・史跡宝満山文化財調査について

○教育長：ありがとうございました。続きまして、その他に移りたいと思います。

教育委員の皆様、また、部課長さんのほうから何かあれば申し出てください。よろしいですか。

○（特になし）

○教育長：それでは、これもちまして令和元年第8回筑紫野市教育委員会定例会を閉会します。